

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				省略				
	三田市まちづくり基本条例住民投票制度検討委員会	住民投票制度に関する事項についての調査審議	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで					
	三田市まちづくり基本条例進捗管理委員会	三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)において検討することとされている事項についての進捗管理	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで	三田市まちづくり基本条例進捗管理委員会	三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)において検討することとされている事項についての進捗管理	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで	
	省略				省略				
	三田市まちづくり基本条例監査のあり方等委員会	監査制度の充実及びオンブズパーソン(三田市まちづくり基本条例第42条に規定するオンブズパーソンをいう。)に関する条例の制定に関する事項についての調査審議	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで					
	三田市倫理審査会	(1) 三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号。以下次号及び第3号において「条例」という。)第7条に規定する報告書に関する事項についての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定する記録に関する事項についての調査審議 (3) 条例の運用に関する事項について意見を述べること。	3人以内	2年	三田市倫理審査会	(1) 三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号。以下次号及び第3号において「条例」という。)第7条に規定する報告書に関する事項についての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定する記録に関する事項についての調査審議 (3) 条例の運用に関する事項について意見を述べること。	3人以内	2年	
	省略				省略				
省略				省略					
以下省略					以下省略				